

Legalscape 基本操作マニュアル

目次

Legalscape 各機能操作方法

ログイン	3
トップページの説明	5
キーワード検索	7
コンテンツ閲覧画面	12
マイ・コレクション	16
書式ダウンロード機能	24
シェア機能	27
履歴	29
リーガルリサーチAI "Watson & Holmes"	31
リーガルリサーチAI活用のコツ	41
動画マニュアル/サポート	46

ログイン

ログイン

アカウント発行時に各ユーザー様にログイン案内のメールを送付しております。

「Legalscape 初回ログインのご案内」という件名でメール内にログインURLを記載しておりますのでご確認ください。

※アカウントの管理については[アカウント管理画面のご利用方法](#)をご覧ください。



ログイン案内メールに
以下情報を記載しております

ログインURL: 「ログイン」ボタ
ン
パスワード: 初期パスワード
ご利用期間: 開始日の0:00~
終了日の23:59まで
メールアドレス: ご登録アドレス



「ログイン」URL(※)から
各自のログイン情報にて、
初回ログインを行う

※ログインURLは組織専用
のためブックマーク推奨

※ログインURLは案内メールの「ログイン」ボタンよりアクセス可能です。

トップページの説明

トップページの説明

ハンバーガーメニュー

- ニュース (8542)
- 書籍・雑誌 (3704)
- ガイドライン等 (549)
- パブコム (26146)
- 書式ファイル (749)
- マイ・コレクション
- 履歴

AI検索

キーワード検索

マイ・コレクション
(クイックアクセス/バインダー)

書式ダウンロード機能

カテゴリ別書籍

The screenshot shows the LEGALSCAPE website interface. At the top, there is a navigation bar with a hamburger menu icon, the site name 'LEGALSCAPE', and search options for 'AIに質問する' and 'キーワードで探す'. Below the navigation bar, the main content area is divided into several sections. On the left, there is a sidebar with a hamburger menu icon and a list of categories: 'ニュース (8542)', '書籍・雑誌 (3704)', 'ガイドライン等 (549)', 'パブコム (26146)', '書式ファイル (749)', 'マイ・コレクション', and '履歴'. The main content area features a grid of book covers under the heading '新着書籍' and '会社法分野'. The books are organized into sub-sections: 'M&A分野', '独占禁止法', '民法分野', and '労働法分野'. On the right side, there is a 'マイ・コレクション' section with 'クイックアクセス (12)' and 'バインダー (4)' options. Below that, there is a '書式ファイル (148)' section with various file types like 'ビジネス契約 (108)', '外国語書類 (26)', '一般民事・家事 (40)', '人事・労務 (35)', '知的財産権 (42)', 'その他 (8)', '会社・組織法務 (4)', and '上場企業 (15)'. A blue callout box with the text '書式ダウンロード機能' points to the '書式ファイル' section.

キーワード検索

キーワード検索

キーワード検索とは、タイトル、著者等の条件で、書籍・法令・ガイドライン等の様々な文献からキーワードで横断的に探す機能です。

書籍・雑誌 | ガイドライン等 | バブコメ | 法令

個人情報保護法

タイトル

著者・編集者

近傍検索 オン オフ

発行元

オプション 同じ書籍の古い版を検索から除外する

発行年月日 -

表示件数

並び替え

[条件リセット](#) [閉じる](#)

書籍 | ガイドライン | バブコメ | 法令

911件の検索結果中1件目~20件目 (関連度・重要度順に表示)

 **詳説 個人情報保護法** PDFのみ

著者: 園野 浩 | ドーモ | 2018 (平成30) 年10月29日

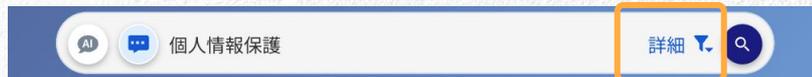
※実際の画面には文面が表示されます

 **個人情報保護法制大全** PDFのみ

著者: 西村あさひ法律事務所, 太田 洋, 石川 智也, 河合 優子 | 商事法務 | 2021 (令和3) 年2月5日

※実際の画面には文面が表示されます

キーワード検索(キーワード入力と詳細設定)



「キーワードで探す」をクリックし検索したいワードを入力

複数のキーワードでの検索も可能

AND検索【OO_OO※スペースで区切る】

→指定した複数のキーワードが全て含まれる

OR検索【OO or OO※orと前後に半角スペースを入力】

指定した複数のキーワードのいずれかが含まれる

キーワードを入力後、検索窓右側の「詳細」をクリックすると詳細設定画面が開く

キーワード検索(キーワード入力と詳細設定)

書籍・雑誌 | ガイドライン等 | パブコメ | 法令

AI 個人情報保護

タイトル

著者・編集者

近傍検索 オン オフ

発行元 すべて ▾

オプション 同じ書籍の古い版を検索から除外する

発行年月日

表示件数 20件表示 ▾

並び替え 関連度・重要度順 ▾

条件リセット 閉じる 🔍

1 「書籍」はタイトル・著者・編集者・発行元等の詳細検索が可能

2 近傍検索設定

デフォルトでは「オン」の設定。複数キーワードでの検索を行った際キーワードが1ページ以内もしくは500文節以内に近接している場合にのみ検索結果として表示する設定

3 関連度・重要度（検索キーワードのヒット件数が多い順）、新しい/古い順、あいうえお順などで並び替え可能

キーワード検索(検索結果画面)

LEGALSCAPE

個人情報保護用

詳細

書籍 ガイドライン パブコメ 法令

4件の検索結果中1件目~4件目 (関連度・重要度順に表示)

人事労務管理とプライバシー・個人情報保護 PDFのみ

著者: 渡邊 涼介 出版社: 青林書院 発行日: 2022 (令和4) 年9月20日

102ページ

プレビュー

インターネット法

有斐閣バック

著者: 松井 茂記, 鈴木 秀美, 山口 いつ子 出版社: 有斐閣 発行日: 2017 (平成29) 年6月30日

1 タブを切り替えることで表示する文献タイプを切り替え

2 書籍名をクリックすると該当の書籍を別タブで閲覧可能

ページ数：検索したキーワードが含まれる箇所をクリックすると該当箇所から閲覧可能

検索結果画面

コンテンツ閲覧画面

WEBビューとは？

Legalscapeならではのビューワです。書籍をスクロールで読み進められる形式で、シェア・コピー機能や逆引き検索など便利な機能も利用できます。



1 PDFビュー切り替え機能

2 目次機能

クリックすると各セクションへジャンプ。左側目次が本文と連動。常に目次を意識しながら情報を探ることが可能に

3 ヒット箇所の目次ハイライト

すべて (複数) の検索キーワードがヒットした箇所は赤色、どれか1つ以上の箇所は青色になります

4 ヒット箇所の本文ハイライト

コンテンツ閲覧画面（WEBビュー）

逆引き検索で、関連する書籍、法令、パブコメ等を深く辿ることができ、紙では不可能だったリサーチ（逆引きを辿る）を実現します

会社法626条 2 項及び632条 2 項

会社法

第六百二十六条 (出資の払戻し又は持分の払戻しを行う場合の資本金の額の減少)

合同会社は、第六百二十条第一項の場合のほか、出資の払戻し又は持分の払戻しのために、その資本金の額を減少することができる。

2 前項の規定により出資の払戻しのために減少する資本金の額は、第六百三十二条第二項に規定する出資払戻額から出資の払戻しをする日における剰余金額を控除して得た額を超えてはならない。

3 第一項の規定により持分の払戻しのために減少する資本金の額は、第六百三十五条第一項に規定する持分払戻額から持分の払戻しをする日における剰余金額を控除して得た額を超えてはならない。

WEBビューで青字になっている箇所をクリックすると該当の法令が開く

参考文献（第六百二十六条（出資の払戻し又は持分の払戻しを行う場合の資本金の額の減少））

関連書籍 21 関連法令 16 パブコメ 0 ガイドライン 0

会社法コンメンタール15 - 持分会社 神田 秀樹、商事法務、2022

1 本条の趣旨

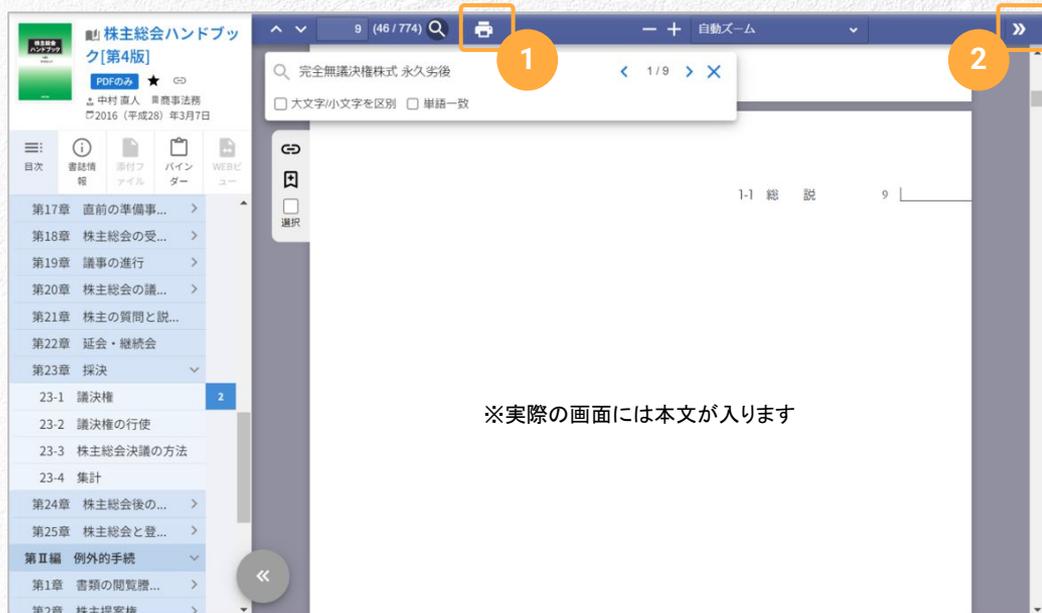
会社法【第2版】 田中 亘、東京大学出版会、2020

2) 合同会社の特則

閲覧文献の関連情報（書籍、法令、パブコメ、ガイドライン）を更に検索可能

PDFビューとは？

PDFの状態で見ることができるビューワです。
書籍の体裁に近い状態で読みたい場合や、印刷したいときはPDFビューをご利用ください。



1 選択したページを印刷

2 レイアウト設定

印刷条件

- 1アカウントあたり月150ページの印刷が可能
 - 印刷料金：5円（ページあたり、奥付は課金対象外）
 - 著作権法に違反しない範囲での利用をお願い致します
- ※印刷料金はご契約プランにより異なります。
※出版社条件等により、一部印刷不可の書籍がございます

マイ・コレクション

クイックアクセス

普段手元に置きたいような文献に素早くアクセスできる自分専用の本棚を作ります。

ビューワー左側の書誌情報から、しおりアイコンをクリックするだけでクイックアクセスに登録できます。



トップページから 1クリックで登録文献にアクセス可能に



ハンバーガーメニューからもアクセス可能

クイックアクセスへの登録方法

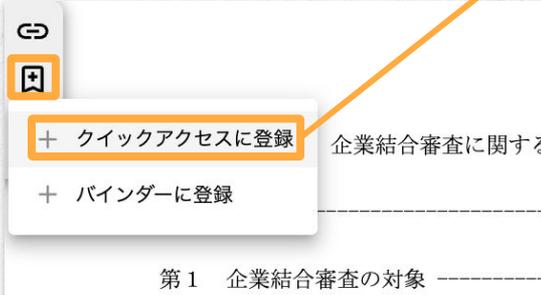


企業結合審査に関する
独占禁止法の運用指針

PDFのみ  

公正取引委員会
2019 (令和元) 年12月17日

文献単体の登録



+ クイックアクセスに登録 企業結合審査に関する
+ バインダーに登録

第1 企業結合審査の対象

ページの登録 (PDFビュー)



ブックマーク

登録済バインダーを閲覧してください

クイックアクセス

文庫名 公開買付買物の基礎理論
第1巻 はじめに

メモ

この内容でブックマークします

キャンセル ブックマークする





このセクションはどこにも登録されていません

+ クイックアクセスに登録する
+ バインダーに登録する

企業会計基準委員会

■ 目的

1. 本会計基準は、企業結合に関する会計処理及び開示を定めること。

セクションの登録 (WEBビュー)

しおりのマークをクリックすることで、文献単体、セクション (WEBビュー)、ページ (PDFビュー) でクイックアクセスへ登録できます。メモを残して登録することも可能です

バインダー

リサーチ結果をブックマーク・コメント（メモ）として残し、バインダー単位で蓄積できる機能です。



同一組織内にて、Legalscapeアカウントをお持ちのユーザー同士での共有が可能です。

バインダーの上位概念としてフォルダーがあるため、階層で整理することも可能

3点リーダー→共有から URLをコピーし、バインダー単位で閲覧可能な URLをメール・チャット等で共有できます。

バインダーの作成方法



トップページ>マイ・コレクション>バインダーから新規作成をクリックし、新しいバインダーを選択

バインダー名を入力、カラーを選択して「作成する」をクリックする

バインダーの登録方法

目的

+ バインダーに登録する

1. 本会計基準は、企業結合に関する会計処理及び開示を定めることを目的とする。
2. 本会計基準の適用にあつては、

範囲選択 (WEBビュー)

+ クイックアクセスに登録

+ バインダーに登録

第1 企業結合審査の対象	3
1 株式保有	3
(1) 会社の株式保有	3
(2) 会社以外の者の株式保有	4
(3) 結合関係の範囲	5
(4) 企業結合審査の対象とならない株式保有	5
2 役員の兼任	5
(1) 役員の範囲	5

ページ (PDFビュー)

用語の定義

このセクションはどこにも登録されていません。標準とする事業体をいい、会社、組合その他これらに相当するものを含む。)

+ クイックアクセスに登録する

+ バインダーに登録する

ある企業を構成する事業と他の企業又は他の事業単位に統合されることをいう。なお、複数の取引が1つの企業結合を構成している場合には、それらを一体として取り扱う。

6. 「事業」とは、企業活動を行うために組織化され、有機的の一体として機能する経営資源をいう。

7. 「支配」とは、ある企業又は企業を構成する事業の活動から便益を享受するために、その企業又は事業の財務及び経営方針を左右する能力を有していることをいう。

セクション (WEBビュー)

登録したいセクション、ページを選択もしくは範囲を選択し、「バインダーに登録する」をクリック。登録先バインダーを選択し(※必要に応じてメモを残し)バインダーに登録するをクリック

登録画面からバインダーを新規作成

■ バインダー

登録先バインダーを選択してください

テスト02

新しいバインダーを作成

文献名 優越的地位の濫用に関する独占禁止法上の考え方
(2)甲の市場における地位

メモ

メモを登録することができます。

この内容でバインダーに登録します

キャンセル **バインダーに登録する**

新しいバインダーを作成

バインダー名

テスト01

ハイライトカラー

青 赤 緑 紫

選択中: 青

この内容でバインダーを作成します

キャンセル **作成する**

バインダー名、カラーを選択して作成

バインダー登録画面から
新しいバインダーを作成をクリック

コンテンツ閲覧画面から直接バインダーを作成できます。
「新しいバインダーを作成」から作成し
そのまま新規作成したバインダーへ登録できます。

バインダーへのアクセス方法



トップページからアクセス可能

バインダーの編集方法



マイ・コレクション>バインダーから編集したいバインダーを開き、右上の3点リーダーから名前や色の変更、削除が可能

書式ダウンロード機能

書式ダウンロード機能

Legalscape収録書籍に付属している書式（契約書）のひな型がダウンロードできる機能です。

※一部収録書籍に対応しています ※掲載時点の書式情報です

The screenshot shows the Legalscape website interface. The left sidebar has a menu with '書式ファイル (749)' highlighted. The main content area shows a list of categories under '書式ファイル (749)'. A blue box highlights the '書式ファイル (749)' category in the list, and a blue arrow points from this box to the '書式カテゴリ一覧' (Form Category List) on the right.

1

トップページ>書式ファイル
もしくは左上のハンバーガーメニューから書式ファイル>カテゴリを選択して書式ファイルを表示

2

「書式ファイル」をクリックするとカテゴリ一覧を表示することも可能

書式カテゴリ一覧

※いずれの書式も書籍刊行日時点の内容になります

ビジネス契約	>	外国語書類	>
M&A・事業承継・合併	>	M&A・事業承継・合併	>
ファンド	>	委任状	>
委任状	>	英語	>
株式に関する契約	>	株式に関する契約	>
業務委託・業務提携・代理店	>	業務委託・業務提携・代理店	>
金融に関する契約	>	取引基本契約	>
交換契約	>	知的財産権に関する契約	>
債権譲渡	>	売買契約	>
債務引受	>	秘密保持契約	>
取引基本契約	>	保証契約	>
消費者三法	>	労働契約	>
知的財産権に関する契約	>		>
貸借契約	>	一般民事・家事	>

委任状

契約書作成

文例001_契約書作成の委任状（委任者が個人の場合）.docx

掲載書籍： 第2版 一人でつくれる契約書・内容証明郵便の文例集―サンプル書式ダウンロード特典付き― | 出版社：日本加除出版

公正証書作成

文例002_公正証書作成の委任状（委任者が会社の場合）.docx

掲載書籍： 第2版 一人でつくれる契約書・内容証明郵便の文例集―サンプル書式ダウンロード特典付き― | 出版社：日本加除出版

- 1 ファイル名をクリックすることで、書式をダウンロード可能。ファイル名の下には掲載書籍が表示されており、クリックすると当該ファイルが収録されている書籍を閲覧可能



- 2 書籍に書式が収録されている場合、「添付ファイル」から収録ファイル一覧が表示され、クリックするとダウンロード可能

シェア機能

範囲選択機能（テキストコピー＆ペースト）：WEBビュー

用語の定義

+ バインダーに登録する 誤りを報告する 

⇒ 4. 「企業」とは、会社及び会社に準ずる事業体をいい、会社、組合その他これらに準ずる事業体（外国におけるこれらに相当するものを含む。）を指す。

5. 「企業結合」とは、ある企業又はある企業を構成する事業と他の企業又は他の企業を構成する事業とが1つの報告単位に統合されることをいう。なお、複数の取引が1つの企業結合を構成している場合には、それらを一体として取り扱う。

選択範囲＋文献情報と該当箇所の 共有リンクをペースト可能
※[Ctrl] C+[Ctrl] V(ショートカットキー)選択範囲のみのコピー＆ペーストに対応

4. 「企業」とは、会社及び会社に準ずる事業体をいい、会社、組合その他これらに準ずる事業体（外国におけるこれらに相当するものを含む。）を指す。

「企業結合に関する会計基準」（企業会計基準委員会、2008）

https://legalscape.legalscape.jp/document/jp.or.asb.ketsugou_1_0#key=4

段落URLコピー機能：WEBビュー

らに準ずる事業体（外国におけるこれらに相当するものを含む。）を指す。

⇒ 5. 「企業結合」とは、ある企業又はある企業を構成する事業と他の企業又は他の企業を構成する事業とが1つの報告単位に統合されることをいう。なお、複数の取引が1つの企業結合を構成している場合には、それらを一体として取り扱う。

6. 「事業」とは、企業活動を行うために組織化され、有機的一体として機能す

ページごとURLコピー機能：PDFビュー



選択

文献情報と該当箇所の
URLをコピー可能

企業結合審査に関する独占

はじめに -----

第1 企業結合審査の対象 -----

1 株式保有 -----

(1) 会社の株式保有 -----

(2) 会社以外の者の株式保有 -----

(3) 社会関係機関 -----

履歷

履歴

ハンバーガーメニューの履歴から
過去に閲覧した文献情報を確認できます。

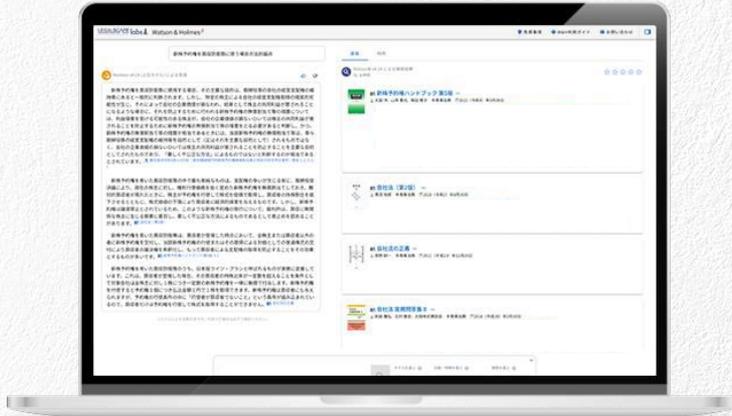


- ①履歴一覧を開くと一覧で確認できる
- ②「もっと読み込む」でさらに過去の履歴を確認可能

リーガルリサーチ AI "Watson & Holmes"

リーガルリサーチAI "Watson & Holmes"

“Watson” が根拠となる文献の記載箇所を表示



“Holmes” が要約を引用付きで表示し、“Holmes” は
“Watson” が探してきた信頼できる情報だけをもとに応答

司法試験合格水準の
当社独自AIをベースにした機能で、

質問を入れるだけで、
要約＋根拠文献を

セットで表示する
リーガルリサーチAIです。

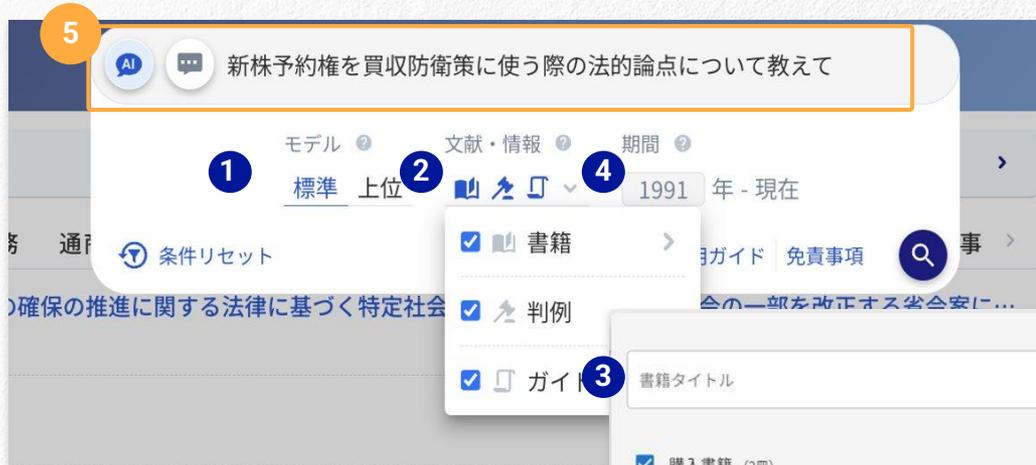
リーガルリサーチAI "Watson & Holmes"



「AIに質問する」から質問文を入力します。「単語のみ」より**文章で聞きたいことを質問**すると効果的です。

検索時は単語でなく、助詞をつけていただくことを強くおすすめします。精度が上がりやすいです。完全一致キーワード検索と違い、質問から意図を汲み取って言い換えを含めて必要な文献をWatsonが収集します。

リーガルリサーチAI "Watson & Holmes"



5 質問の入力、設定が完了したら
検索します

1 AIモデル選択（『標準』『上位』を選択することで
質問に利用する AIモデルを選択可能）

※スタンダードプラン：標準モデル使い放題／上位モデル月10回まで
※プレミアムプラン：標準モデル使い放題／上位モデル使い放題
※トライアル時：標準モデル使い放題／上位モデル使い放題

2 参考文献タイプの選択
『書籍』『判例』『ガイドライン等』を選択することで、
検索対象とする文献タイプを変更可能

※判例検索機能は別途「D1-Law.com」有料アカウントとLegalscape
D1-Law.com連携オプションのご契約が必要です

3 書籍選択機能
要約を作成するために参照する書籍をあらかじめ指定することが可能。またLegalscape
storeにて購入した書籍も選択が可能

4 期間指定
参照する書籍/ガイドラインの期間の変更が可能。
デフォルトでは「全期間」設定

質問に対する検索結果

The screenshot displays the LEGALScape AI search interface. The top navigation bar includes 'LEGALSCAPE' and search options like 'AIに質問する' and 'キーワードで探す'. The main content area is split into two panels: 'Holmes' on the left and 'Watson' on the right.

Holmes (Left Panel): Shows a search result for the question '取締役会非設置会社での意思決定の決め方を教えてください'. The answer is a detailed text block explaining the decision-making process in companies without a board of directors, covering topics like the role of the board of directors, the president, and the shareholders.

Watson (Right Panel): Shows a list of search results. The top result is 'Q & A 取締役会非設置会社の実務と書式', which is highlighted in blue. Below it are other results like '入門講座書式【第3版】' and '実務解説 中小企業の株主総会一統と書式'.

Holmes (左側) が質問に対して回答要約を表示。

Watson (右側) が質問に関連する文献を表示。書籍名をクリックすると、別タブで書籍を開いて閲覧可能。

Watson

The screenshot shows the Watson & Holmes interface. At the top, there is a search bar with the text 'Watson v5.6' and a '全期間' (All Time) filter. Below the search bar, there is a navigation menu with four items: '書籍' (Books), '判例' (Cases), 'ガイドライン等' (Guidelines, etc.), and '法令' (Laws). A blue box highlights the '書籍' tab. Below the navigation menu, there is a search result for '会社法入門 (第13版)' (Introduction to Company Law (13th Edition)). The result includes a book cover image, the author '前田 庸' (Yoshiyuki Maeda), the publisher '有斐閣' (Yūfikan), and the publication date '2018 (平成30) 年11月1日'. A blue box highlights the book title and cover. Below the search result, there is a note: '※実際の画面には本文が入ります' (※Actual screen shows the main text). At the bottom of the search result, there is a link '続きを見る' (View more).

1 タブの切り替えで「書籍」「判例※オプション」「ガイドライン等」「法令」の参照元を選択可能

※参照文献の中からピックアップされた内容がHolmesの要約に使われます。

※Watson & Holmesでは下記をご契約いただくことにより判例検索機能の使用が可能です

- D1-Law.com判例体系
- Legalscape 判例連携オプション

2 書籍名/書籍の画像をクリックで該当書籍を閲覧可能

3 スニペットの青字の箇所は関連箇所のリンクとなっているので、クリックすることで関連箇所から閲覧可能

Holmes

Holmes 質問
文書を表示

取締役会非設置会社での意思決定の進め方を教えてください

思考プロセスを表示

取締役会非設置会社における意思決定は、主に**株主総会**と**取締役**によって行われます。それぞれ機能が補完し、実務上の進め方は以下の通りです。

株主総会の権限と役割 取締役会非設置会社の株主総会は、会社法に規定された事項だけでなく、株式会社の組織、運営、管理その他一切の事項について決議することができます(会社法105条)。**このため「取締役の権限」とも呼ばれます。**これは、取締役会非設置会社の株主総会が、会社法や定款で定められた事項に限り決議できるのと対照的です。

【問】 総？ 総？ 総？ 総？

株主総会が業務執行に関する決議もすることができ、取締役はこの決議を遵守する義務を負います。

【答】 総？ 総？

取締役の権限と役割 取締役は、定款に別段の定めがない限り、会社の業務を執行する権限を有します(会社法348条1項)。意思決定の方法は、取締役の人数によって異なります。

取締役が1人の場合 その取締役が包括的な業務執行権を持ちます。

取締役が2人以上の場合 議決して、取締役の過半数をもって業務を決定します(会社法348条2項)。特に決定の重要事項については、各取締役に決定を要することができます。必ず過半数で決まらなければなりません(会社法348条3項)。

【問】 総？ 総？

例えば、株主総会を招集する際の決定は取締役が行いますが、取締役が複数いる場合は、その過半数で決定する必要があります。

【答】 ？

実務上の意思決定の進め方 取締役会非設置会社では、株主総会と取締役の双方が業務執行の決定権限を持っていますが、実務上は以下のように役割を分担することが考えられます。

日常業務 原則として各取締役の役割に分担されます。

重大な経営事項・新設の工場建設、多額の設備投資、その他の借入れなどは、日常業務に含まれない重大な経営事項として、株主総会の決議を要すると考えられます。

【問】 ？

また、定款で取締役の業務執行の決定権限を制限し、特定の事項または全ての事項を株主総会の決議事項とすることも可能です(会社法295条1項)。

【問】 ？

ただし、すべての業務執行の決定を株主総会で行うことには、以下のような問題点があります。

決議の欠如 株主総会は法定の招集手続きが必要のため、迅速な意思決定には向きません。

手続上の費用 その際、株主総会議事録を作成・保存する義務があり、手間と費用がかかります。

これに対し、取締役による意思決定は、取締役が専断して会社業務を行う限りなら、議決の方法で決定でき、決定事項を書面ですべて義務もありません。そのため、重要な意思の表明や入札など、株主が取締役の判断だけでは好ましくないと感じる事項については、株主総会の決議事項とすることが実務的な対応と考えられます。

【問】 ？

📖 関連法令

会社法第295条、会社法第296条、会社法第305条、会社法第306条、会社法第307条、会社法第308条、会社法第309条、会社法第310条、会社法第311条、会社法第312条

🔍 関連する質問

- 🔍 取締役会非設置会社において、株主総会の決議を要する重大な経営事項の具体例は何ですか？
- 🔍 定款で取締役の業務執行の決定権限を制限する場合の手続きや留意点はありますか？
- 🔍 株主総会の招集手続きに関する法的要件や実務上の留意点について教えてください。
- 🔍 取締役が業務執行を決定する際の過半数に関する具体的な解釈や適用例はありますか？
- 🔍 取締役会非設置会社における株主総会の議事録作成に関する法的義務と実務上のポイントは何ですか？

🔍 検索
さらに質問して見る

1 質問文に対しての回答/要約

2 クリックすると思考プロセスを表示

※標準モデルは思考ステップのみ表示

思考プロセスを表示

- 🟢 質問の分析
- 質問の要約を分析しました。
- 🟢 関連する法律規定の特定
- 意思決定の方法
- 株主総会の権限
- 取締役の責任
- 定款の役割
- 要点をもとに1件の構文を作成しました。
- 🟢 文書の検索
- 質問を基にして1件の候補が見つかりました。
- 1件の候補に対して1件の候補が見つかりました。
- 🟢 クリックして関連する候補が見つかりました。
- 関連した1件のドキュメントを提案しました。
- 🟢 情報の整理
- 取得した情報を整理しています。
- 参照されました。出力を始めてます。

3 要約で参照した文献を表示 クリックするとWatsonのページで、文献・関連ページを表示



書籍



判例



ガイドライン等



法令

©Legalscape, Inc.

37

引用箇所の高ライト

🔍 Holmes 上位 文脈名を表示 (参照期間: 全期間)

⑤ 会員限定抽選会 (一般懸賞)
期間中の「エコクル製品」の購入が応募条件となっているため、これは「一般懸賞」に該当し、景品規制の対象となります。
一般懸賞では、景品額の最高額は取引価額の20倍、景品額の総額は懸賞に係る売上予定総額の2%以内と定められています。
ここでの「取引の価額」は、メーカーがキャンペーンを実施する場合、対象商品の通常の販売価格となります。対象商品が複数ある場合は、そのうち最も安いものの価格が基準となる可能性があります。過去の購入額を取引価額とすることはできません。
したがって、「高性能空気清浄機 (定価50,000円)」の価額が、対象となるエコクル製品のうち最も安い製品価格の20倍を超えていないか、また、景品総額 (50,000円 × 100名 = 500万円) が、キャンペーン期間中の対象製品の売上予定総額の2%以内になるかを確認する必要があります。

🔍 関連トピックを自動的に動くインターネット広告連携ハンドブック

- 景品に関するQ&A
- 景品に関するQ&A
- 景品に関するQ&A
- 景品に関するQ&A



🔍 Watson

📖 書籍 🔍 判例 📄 ガイドライン等 📄 法令

🔍 景品に関するQ&A

📄 消費者庁

📅 2024 (令和6) 年9月13日

p.33

問: Q 9 5 【メーカーと小売店が同時期に実施する懸賞企画の考え方② (景品額の限度額)】 メーカーが、商品A (1,000円) の購入者を対象に抽選により景品を提供するキャンペーンを実施し、同時期に、小売店が、メーカーが行う懸賞とは別に、商品Aを必ず買って、1回の取引で1,500円以上購入した者を対象に抽選により景品を提供するキャンペーンを実施する場合、提供できる景品の最高額及び総額はどのように算定すればよいでしょうか。なお、メーカーと小売店のキャンペーンは、重複当選を制限していません。

答: 回答: 同一の取引に付随して2つ以上の懸賞による景品類の提供が行われる場合の景品額の限度額の考え方は、次のとおりです。

要約作成に使った箇所を自動で強調表示します。

リサーチ結果と原典 (判例・論文・法令など) の紐付け (裏取り) を容易にします。

ハイライト+下線: 特に類似度が高い
(表示例)

高類似度 最も類似度が高い重要箇所です。

ハイライトのみ: 中程度
(表示例)

中類似度 類似度が高い参考箇所として表示されます。

ハイライトなし: 類似度が低い
(表示例)

低類似度* 高、中に比べ文章の類似度が低い箇所です。

※ハイライトは類似度が高いものを表示します。類似度が低い場合は、表示されないことがあります。

※ハイライト情報は質問時に生成されるため、機能提供 (2025年12月4日) 前の過去の回答にはハイライトは表示されません。

更問機能(さらに質問してみる)

The screenshot shows the Holmes AI interface. At the top, it says 'Holmes' and '文脈名を表示'. The search query is '新株予約権を買収防衛策として利用する際の法的論点について教えてください'. The results are dated '2023/5/26 14:29:33'. The main content is titled '新株予約権を買収防衛策として利用する際の法的論点は多岐にわたります。以下、主な論点を整理します。' and includes sections for '新株予約権の発行目的と公正発行の要件', '差別的行使の禁止・無効リスク', and '必要性・相当性の審査'. At the bottom, there is a button labeled 'さらに質問してみる' with a right-pointing arrow.

- 1 画面下部「さらに質問してみる」から、関連する質問を続けて質問可能
- 2 質問を入力して送信すると、下側に続けて結果を表示

This screenshot shows the detailed search results for the question '新株予約権の発行が「著しく不正な方法」とされる具体的な基準は何ですか?'. It includes a '関連する質問' section with several related queries. The main result is titled '新株予約権の発行が「著しく不正な方法」とされる具体的な基準は何ですか?' and contains the text: '新株予約権の発行が「著しく不正な方法」とされるか否かの判断基準は、主にその発行目的の不当性に着目されます。以下、具体的な基準や裁判例の考え方を整理します。' It also lists '主要目的の判断' and '具体的には、会社の経営支配権に間に争いが生じている場合、関係者やその支持者の支配権維持を主要な目的として新株予約権が発行された場合、原則として「著しく不正な方法」に該当するとされます。' and provides a list of sources at the bottom.

サジェスト機能

The screenshot displays a user interface for the Watson & Holmes AI legal research tool. At the top, there is a header '関連する質問' (Related Questions). Below this, five suggested questions are listed, each with a magnifying glass icon and a horizontal line underneath. The first question is highlighted with an orange underline. Below the list of questions, there is a search bar containing the text of the first question. To the left of the search bar is a '履歴' (History) button with a circular arrow icon, and to the right is a '詳細' (Details) button with a downward arrow icon. The search bar itself has a blue arrow button on its right side.

関連する質問

- 新株予約権の発行が「著しく不公正な方法」とされる具体的な事例について、過去の裁判例を挙げて詳しく教えてください。
- 新株予約権の発行における「主要目的ルール」について、具体的な適用例やその影響を詳しく説明してください。
- 株主の不利益が発生する場合の具体的な基準や事例について、さらに詳しい情報を提供してください。
- 買収防衛策としての新株予約権の発行が不正発行に該当しないための「必要性」と「相当性」の具体的な判断基準について教えてください。
- 新株予約権の発行における手続的公正の重要性について、株主総会での承認の役割を含めて詳しく説明してください。

履歴 新株予約権の発行が「著しく不公正な方法」とされる具体的な事例について、過去の裁判例を挙げて詳しく教えてください。 詳細

- 1 AIが自動で関連する質問例を提案
要約の下に「関連する質問」が表示される
- 2 質問文をクリックすると、さらに質問してみるの欄に反映
送信ボタンをクリックすることで質問可能

履歴

履歴

2025/5/26 14:29:33

新株予約権を買取防衛策に使う際の法的論点について教えて

2025/5/26 14:20:08

有期雇用契約の途中解除は可能ですか？

2025/5/23 17:43:16

取締役会非設置会社での意思決定の進め方を教えてください

2025/5/23 17:42:11

株主総会の招集通知は何日前までに発送する？

2025/5/23 17:40:18

私は現在、IT企業にて正社員として勤務しておりますが、所属部署の大幅な人員削減が行われることにな...

Holmes

文脈名を表示

す。

会社の企業価値や株主共同の利益が害されるおそれがあり、その防止のために差別的取扱いが衡平の理念に反せず、相当性を欠かない場合には、不正発行には該当しないとされます（ブルドックス事件最高裁判決等）。

■ 新・日本の会社法（第2版）
■ 会社法実務問答集（下）
■ 会社法コメント集 6 ― 新株予約権
■ 新・会社法実務問題シリーズ② 株式・種類株式（第2版）
★ 東京地決平成19年6月28日（ブルドックスの株主総会決議禁止等仮処分申立事件）

手続的公正 - 株主意思の尊重

株主総会の承認を経ているが、手続に重大な瑕疵がないか等、手続的な公正さも重要な判断要素となります。株主総会での適正な手続を経て大多数の株主が承認した場合は、不正発行とされにくい傾向があります。

■ 新・日本の会社法（第2版）
■ 会社法実務問答集（下）
■ 会社法コメント集 6 ― 新株予約権
■ 新・会社法実務問題シリーズ② 株式・種類株式（第2版）
★ 東京地決平成19年6月28日（ブルドックスの株主総会決議禁止等仮処分申立事件）

例外的に正当化される場合

敵対的買収者が合理的な経営を目指すのではなく、会社に回復し難い損害をもたらす事情がある場合など、株主全体の利益保護の観点から特段の事情が認められる場合には、支配権維持目的の新株予約権発行でも正当化されることがあります。

■ 会社法のファンダメンタルズ
★ 東京高決令和3年11月9日（東京機械製作所新株予約権償却禁止仮処分申立事件）

まとめ

新株予約権の発行が「著しく不正な方法」とされるかは、主に発行目的の不当性（支配権維持等）が主要な目的であるか、株主に不利益が生じるか、必要性・相当性・手続的公正が確保されているかを総合的に判断して決せられます。

目 関連法令

会社法 第210条 会社法 第247条 会社法 第277条 会社法 第278条 会社法 第423条 会社法 第828条

システムによる自動生成です。内容の正確性は必ずご確認ください。

関連する質問

Q. 新株予約権の発行が「著しく不正な方法」とされる具体的な事例について、過去の裁判例を挙げて詳しく教えてください。

Q. 新株予約権の発行が「著しく不正な方法」とされる具体的な事例について、具体的な適用例やその影響を詳しく説明してください。

Q. 株主の不利益が「著しく不正な方法」とされる事例について、さらに詳しい情報を提供してください。

Q. 買取防衛策が「著しく不正な方法」とされる事例について、その正当性をめぐって「必要性」と「相当性」の具体的な判断基準について教えてください。

Q. 新株予約権の発行が「著しく不正な方法」とされる事例について、株主総会での承認の役割を含めて詳しく説明してください。

Q. 新株予約権の発行が「著しく不正な方法」とされる具体的な事例について、過去の裁判例を挙げて詳しく教えてください。

履歴

詳細

1 履歴機能（時計マーク）より過去の質問履歴を表示させることが可能
クリックすると過去の回答・参考文献を表示する

※関連する質問はドロップダウンボックスで開閉

5 質問文右上のごみ箱マークで履歴を削除

※履歴機能からの確認は質問回数に影響しない
※検索当時の設定（AIモデル・検索対象・期間）にて生成された回答履歴が表示される。

リーガルリサーチAI活用のコツ

対応可能な質問例

1 “探せば、書籍のどこかに書いてあるだろう”と思われるYes/No質問はおよそ問題なく対応可能

🔍 減資の手続について、D&O保険の費用は会社負担できるか？

2 考慮・検討ポイントを聞くような問いについても、複数の出典を纏めて列挙することが可能

🔍 社外取締役選任についての考慮点、株主優待制度の導入にかかる検討ポイント

🔍 債務超過によって会社を清算する場合の留意点

対応可能な質問例

3 一般に使用されている、法律用語でない用語での入力は、一定の範囲であれば推定して回答可能

🔍 社外取締役の独立性要件について教えてください

聞き方のコツ

🔍 サービスの内容を変更する際の手続き

「サービスの内容を変更する際の手続きの法的論点」を聞くと、Holmes要約内に "消費者にとって予測できない契約条件は契約の内容とならない" とあるので

「サービスの内容を変更する際の手続きにおいて消費者にとって予測できない契約条件は具体的に何があげられるか?」「サービスの内容を変更する際の手続きにおいて消費者にとって予測できない契約条件は具体的に何があげられるか、事例を含めて教えてください」

などシンプルな質問から徐々に質問を追加していくことで深掘が可能

・体言止めでの聞き方

・「〇〇の手続きについて教えてください」「〇〇をする場合の手続きは？」等の聞き方にも対応可能

・その他聞き方: 変更する際の「ポイント」「留意点」「(法的)論点」等

求める条件に合わせて質問文に補足する

「複数の文献」を
条件に含める

(質問例)
複数の文献を参照して教えて

文字数を指定する

(質問例)
300字から500字程度でまとめて

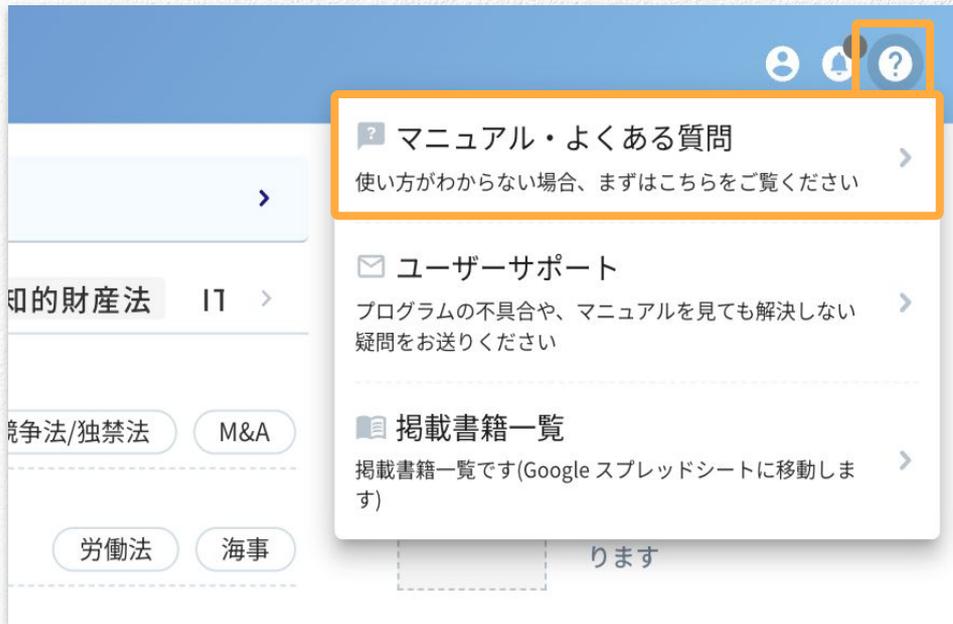
まとめ方を指定する

(質問例)
箇条書きで〇点以上教えて

動画マニュアル/サポート

動画マニュアル/サポート

マニュアルの場所／サポートへのご連絡方法は各画面の右上のアイコンよりお願いいたします。



動画マニュアルはトップページ左下「リリース・ガイドを表示」よりご確認ください



ご不明な点がございましたらお気軽にお問い合わせください

Thank You!



法人名	株式会社Legalscape (かぶしきがいしゃリーガルスケープ)
所在地	〒1130023 東京都文京区向丘二丁目3番10号 東大前HIRAKU GATE 8階
設立年月日	2017年9月14日
事業内容	法律業務の支援に特化したサービス開発 (www.legalscape.co.jp)
お問い合わせ	info@legalscape.co.jp